

☆海岸漂着ごみの回収(ボランティア)について

- ・海岸漂着物は、指定ごみ袋に入る物を回収する。(燃やすごみ・燃やさないごみ)
 - ・以下にご留意のうえ実施してください。
- ※詳細については佐渡市HP「[海岸清掃マニュアル\(ボランティア用\)](#)」をご確認ください。

【燃やすごみ】

- ペットボトル(内容物入りはそのまま燃やすごみ)
- プラスチック類(容器、ウキなど)、「漂着ポリ」については、内容物(中身)がない物は回収可能。
- 流木(燃やすごみ袋に入る短い物)

【燃やさないごみ】

- 缶・ビン(※スプレー缶は穴あけ処理は行わないで→「発火性危険ごみ」)
安全が確認できないものは市に連絡して下さい。
- 金属くず(燃やさないごみ袋に入る物)
- ・ごみ袋に入らない大きなごみは、なるべく回収しやすい場所に集めて、市役所生活環境課へ連絡してください。また、下記の物はクリーンセンターでは引き取れませんので、搬入はしないでください。

〔 漁業用資材(漁具、漁網、ロープ、ブイ等)、流木・木材類(2m以上の長いもの)
家電リサイクル対象製品、タイヤ、バッテリー、ドラム缶等 〕

【漂着ポリ】

フタが閉まっています内容物(中身)がある場合は、フタを開けずに市に連絡して下さい。

【消火器・ガスボンベ等】

ボンベなどの圧力容器は、触れずに市に連絡して下さい。

【医療廃棄物】

注射器・注射針等の医療廃棄物は触れないようにして下さい。(感染等の危険があるため)
発見した場合は市に連絡して下さい。

【海藻】

海藻類は自然の産物であり、市では処理できませんので、回収はしないでください。
海岸の状況等を考慮しながら、場所を決めて埋却等により対応してください。

【魚網・ロープ】

概ね50センチ以内の短い物は燃やすごみ袋に入れてください。
※漂着物ではないものは回収しません。(漁港等で使用していたものは、産業廃棄物処理業者へ処分を依頼してください。)

※危険な物と思われるものは、触らないで市にご連絡下さい。

【連絡先】
佐渡市役所 生活環境課
クリーン推進係